

京都市告示第100号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成31年4月22日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

右京の里自治協議会

2 規約に定める目的

本会は地域住民の親睦とその福祉の維持増進を図り、地域共通の問題を民主的に処理し、良好な地域社会の維持、形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 所有する共有財産及び自治会館の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 地域発展のための総合調査、研究および情報交換。
- (3) 住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (4) 交通安全、防火防犯、保健衛生等に関すること。
- (5) その他、第6章に定める会議に於いて合意された事項。

3 区域

本会の区域は京都市西京区大原野上里紅葉町、同勝山町、同鳥見町、同男鹿町、(各町に南ノ町の一部を含む)の全域とする。尚、南ノ町の一部とは、小畑川以西且つ善峰川以南の区域とする。

4 主たる事務所

京都市西京区大原野上里男鹿町2番地1

5 代表者の氏名及び住所

中村雅利

京都市西京区大原野上里紅葉町16番地4

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成31年4月16日

(文化市民局地域自治推進室)